

海老名商工会議所では、市民の居住環境の向上による定住促進と、地域経済の活性化及び市内業者の育成を目的とした住宅リフォーム助成事業を実施します。

助成対象者

- 海老名市に1年以上住民登録をしている方
- リフォームする住宅の所有者であり、居住している方
- 市税等の滞納がない方（共有者を含む）

※過去に「海老名市住宅リフォーム」助成金または「海老名市三世代同居支援リフォーム助成金」の交付を受けたことのある方は対象外

対象住宅

- 海老名市内にある「戸建て住宅」「マンションの自己専有部分」「店舗などとの併用住宅の住宅部分」

※過去に「海老名市空き家活用促進リフォーム助成金」または「海老名市住宅取得支援事業補助金」の交付を受け、工事を行った住宅は対象外

対象となるリフォーム工事

- これから着工予定の工事（着手中・終了した工事は対象外）
- 申請者が居住する家屋に対するリフォーム工事
- 「海老名商工会議所会員」または「市内に本社・本店があり、住宅リフォーム取扱事業者の届け出をしている施工業者」を利用すること
- 工事費が10万円以上（税抜き）になること
- 工事完了後、令和5年3月10日（金）までに実績報告を行うこと
- 一部でも他の助成制度の対象となっていない工事

※助成対象となる具体的な工事の一例については、2ページをご覧ください。

※対象となる施工業者は、別紙「リフォーム業者一覧表」をご確認ください。

助成金交付の申請について

助成金額	申請に必要な書類
工事費の2分の1 (千円未満切り捨て) ※上限額10万円	<input type="checkbox"/> 魅力ある住宅づくり支援リフォーム助成金申請書 ※商工会議所にて配布、同会議所HPからダウンロード可 <input type="checkbox"/> 見積書の写し ※施工業者が作成し、工事個所と工事内容がわかるもの <input type="checkbox"/> 撮影日入りの現況写真（住宅全体の外観写真と工事を行う個所） ※写真プリントの場合はA4用紙に貼り付けてください

窓口申請期間 令和4年4月11日（月）～ 令和4年5月31日（火） ※土日・祝日除く平日のみ

窓口受付時間 午前9時～午後5時

!!注意事項!!

- ・予算額に達した場合、抽選となります。抽選となった場合は通知します。
- ・「助成金」の交付申請となるため、必要書類が不足している場合、一式でお受け取り出来ません。
- ・審査・交付決定にお時間を要します。あらかじめご了承ください。
- ・助成は全ての申請期間を通して、申請者及び1棟の住宅につき1回限りとなります。
- ・1事業者につき「5件」の受注枠があります。施工業者にお問い合わせの際は、受注件数をご確認ください。
- ・審査の都合上、郵送による受付はしていません。
- ・申請書類などの押印は、朱肉を使用した印を使用してください。（シャチハタ印は使用しないでください）
- ・書類に訂正がある場合は、訂正箇所には二重線を引いて押印してから正しく記入してください。（修正テープ、修正液等使用しないでください）
- ・虚偽申請や不正な事実が確認された場合は、交付決定を取り消します。